

第9回 官業民営化等WG 議事録（農林水産省ヒアリング）

1. 日時：平成16年9月28日（火）11:30～12:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：森林管理局保養所
4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、黒川委員、大橋専門委員、福井専門委員

○農林水産省

林野庁国有林野部職員・厚生課 福利厚生室 室長 山本 一美

（以下「山本福利厚生室長」という）

課長補佐 池田 正三

○大橋専門委員 それでは、御説明いただきたいと思いますので、ちょっと時間も迫っておりますので、簡潔に5分程度でお願いします。

○山本福利厚生室長 わかりました。私、福利厚生室長の山本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、調査表で質問事項等をいただいておりますので、簡単に。名称等は省かせていただきます。

法令根拠は該当ございません。

実施主体は御存じのように国でございます。

従事職員でございますけれども、これは保養所の運営に当たっては、私どもの職員は配置してございません。

予算額でございますけれども、これは5と7にも同じことを書いてございますが、民間に全部無償委託してございますので、特別な予算計上はしてございません。

事業の内容でございますが、保養所の維持管理、運営を行うということで、これは宿泊とか会議とか、そういう中身になってございます。

7番目でございますけれども、これにつきましては、保養所の運営は、先ほど申しましたように、無償で民間委託を実施しております。

8番目ですけれども、これは5点ほど御質問事項をいただいておりますので、まず1点目として、目的の利用者想定でございますけれども、保養所は主として私ども職員の保養と会議等に利用する施設ということでやっております。

利用者は、どういうことかと申しますと、私ども職員並びに家族、それから施設管理者が認めた者ということで、この中には一般の方も含まれてございます。

それから、維持管理に当たり、どのような民間委託をされるかということにつきましては、先ほど申しましたように、無償で民間委託していますので、大きな修繕以外には、民間委託でやっております。

この事業をアウトソーシングするため、何か制限があるかということでございますが、これは根拠法令等ございませんので、特段該当ございません。

その次でございますが、単独の運営収支というのは、別紙の方にしております。

それから、今後どのようにしていくのか、閉館とかということでございますけれども、ここにつきましては、利用状況等を勘案しつつ、現在のところ私ども廃止をしてきております。今後につきましても、利用状況等を勘案しながら、逐次廃止していく方針を立ててございます。

その次の質問も同じことでございますので、省かせていただきます。施設の推移の数と言いますのは、下の方に書いてございますけれども、昭和 53 年に 45 ございましたけれども、平成 16 年では 7 つということで、順次利用率を勘案しながら廃止してきております。

次の別紙をちょっと見ていただきたいんですが、全国で今、7 つございます。施設名等がずっと来まして、築年数も 35 年から 64 年ぐらまで、非常に古くて、ほとんど修理費はかけてございませんので、見ていただければわかると思うんですが、かなり老朽化がひどい状況でございます。

利用率等もそこに書いてありますけれども、5 %～28% ということでございます。

これは、15 年度の収支状況でございますが、プラス・マイナス両方ございます。

以上の状況で簡単ではございますが、御説明させていただきました。

○大橋専門委員 林野特会というのが、財政的に危機的な状況にあるわけですがけれども、そういう中で、こういう保養施設というのは 7 か所ですから、大したことないと言えないんですけれども、それでも直ちに廃止するということがなかなかできない理由はなんですか。

○山本福利厚生室長 それは、先ほどからちょっと御説明していますけれども、利用率を勘案して私どもも順次廃止してございます。それで、経費の関係もゼロ委託ということで、経費の出費を少なくするというので、ゼロ委託で民間の方に委託して運営しているわけでございます。利用率を勘案して、それで順次廃止をしていくという方針で、今、順次やってきているわけでございます。

○大橋専門委員 利用率を勘案しというのは、どういうことですか。利用状況が低調になってきたものから、順次廃止していくという意味でございすか。

○山本福利厚生室長 そうでございます。

○大橋専門委員 そうではなくて、もう利用状況関係なく、もう全部やめようということがなかなかできない理由は何ですかと聞いたわけです。

○山本福利厚生室長 そこにつきましては、私ども、やはり職員の保養というような位置づけがございすし、それと会議等で私どもの場所を、一応委託はしていますけれども、施設そのものは私どもの施設でございすので、そうすればその会議等の費用というものは、そこは私どもは費用は払わなくていいことにしていますので、そうするとそれを廃止しますと、ほかのところでどこかお金を出して場所を借りなければいかぬということもご

ざいます。そういうことから、利用率を勘案して、今、順次廃止することにしては、だから、利用率の少ないところにつきましては、その状況を見ながら廃止しているという状況でございます。

○大橋専門委員 この保養所というのは、今、室長がおっしゃったように、非常に特別なんですね。職員の保養と、通常公務員の保養のために、特別の施設を一般会計などから出すということはないはずです。国家公務員の保養施設というのが箱根にあるけれども、これは共済組合がやっているんですね。

○山本福利厚生室長 はい、やっているのありますね。

○大橋専門委員 ある意味では、この施設というのは直営というか、そういうことでやっているわけだ。そういう非常に特殊なんです。だから、職員のための保養施設だからというのは、決して理屈にならないのです。

○山本福利厚生室長 そこは私ども抜本的改革を進めている中で、少しでも出費・経費を抑えるということで、民間の方にゼロ委託ということで、委託費は全然払っておりませんので、国からの持ち出しは有りません。特段台風の被害があって、どこかが大きく壊れたということになれば、それは多少修理はかけますけれども、そういうことで運営一式でございますので、そこは今、抜本的改革に沿って、私どももその部分については考えながらやっていくというつもりでございます。

○大橋専門委員 でも、それはおかしいと思うのは、つまり財政的、金銭的な負担を課してないから、こういう保養施設というのは存続したいという意味でおっしゃるんだったら、それはおかしい。

○山本福利厚生室長 というより、それは利用率を勘案する中で、私どもは順次廃止する方針ですが、利用率が上がるということは余り想定されませんので、そういう中で順次利用率を見ながら廃止していきたいと、そういう方針でございます。○大橋専門委員 だから、私は、すぐに、直ちに廃止なぜできないのかということを聞いているわけです。それに対して明確な答えがないものだから。

○山本福利厚生室長 先ほどから申し上げましたように、それは今でも会議等でも使っていますし、それは理由にならないとおっしゃられるかもしれませんが、そこは職員の福祉ということで、今まで施設等を持ってやってきているわけです。そこは出費しないように、ゼロ委託ということで、経費をかけないということで運営してきているわけです。

だから、そこは利用率が下がって、会議等もそこで余り開かないということになれば、そこを見ながら、順次私どもは廃止していく方針を立ててございます。

○鈴木主査 受託者はゼロ委託なのだから。要するに、日銭が入ったら入っただけ、入らなければ入らないだけでやっているのしょうけれども、そこら辺の収入の方はどうなのですか。無償で管理の受託をしている人ですね。

○山本福利厚生室長 その収支というのが、別紙の方の差額のところでございます。

○鈴木主査 例えば、会議をやられるときというのは、会議代ということで払うんですか。

○山本福利厚生室長 それは、委託されている方の、お茶出しとかはしませんので、施設だけ利用するというのが私どもの施設でございますので、そこは会議費というのは払っていません。

○福井専門委員 これは、どういう方が受託されているんですか。

○山本福利厚生室長 これは、個人もありますし、会社もございます。

○福井専門委員 この収入・支出というのは、収入引く支出がその受託者の利益になっているという意味ですか。

○山本福利厚生室長 そうでございます。これも受託の方からの聞き取りでございますけれども。

○福井専門委員 これ、差額はほとんどないですね。こんなじゃ生活していけないじゃないですか。

○山本福利厚生室長 その部分につきましては、委託者と1年契約を結んでいますので、

○福井専門委員 この支出の中には、受託者の人件費とかは入っていないんですか。

○山本福利厚生室長 入っていると思います。

○福井専門委員 基本的には支出の中で一種の利潤が確保されているという意味ですか。

○山本福利厚生室長 私どもは、この中には人件費も入っていると理解をしているんですが、そこは委託されている方の収支の聞き取りでございますので、具体的に、例えば、職員の分がどれだけで、飲食費、自分の給料がどれだけでということの内訳まで把握しておりませんけれども。

○福井専門委員 受託者が変更になったことはありますか。ある特定の施設について、変わったことはあるんですか。

○山本福利厚生室長 余りないと思いますけれども。

○福井専門委員 受託者はどうやって選ぶのですか。

○山本福利厚生室長 それは、かなり前からやっていますので、そういう地元の方とか、やっていただける方を、普通だとかこういう状況だと余りやっていただけないですね。だから、やっていただける方にお話しして、今までやってきている。

○福井専門委員 公募はしているんですか。

○山本福利厚生室長 公募はしておりません。ゼロ委託でございますので、随時契約という形で毎年やってございます。それは中身を見て、御相談しながらやっているということになります。

○福井専門委員 ゼロって強調されるんですが、要するに、ある意味では施設をただで借りられて、そこで商売する権利なんだから、全然ゼロじゃないですね。むしろ金を払ってもらって、応札に出したっていいぐらいで、ちょっと発想が逆じゃないんですか。

○山本福利厚生室長 そういう考え方もあるかもしれませんが。

○福井専門委員 だってそうでしょう。委託と言ったって、これは収入を生む事業なんだから、収入を生む事業をゼロだと言って別に胸を張ってもらっても全然意味がないわけで

す。基本的には収入を生む事業なのに、固定資産税とか払わなくていいし、光熱費とかはどうなっているんですか。

○山本福利厚生室長 光熱費は、電話料金等はうちで出しておりますけれども、光熱費、水道代は事業者の方で出されております。

○福井専門委員 受託者が光熱費を出しているんですか。

○山本福利厚生室長 はい。

○福井専門委員 電話料金は、農水省が出しているんですか。

○山本福利厚生室長 はい、基本料金ですね。

○福井専門委員 電話の基本料金ということですか。それで間違いないですか。

○山本福利厚生室長 と思います。

○福井専門委員 ということは、一種の特典的な地位を与えるわけですから、それこそ入札にかけて、商売としてやりたい人は手を挙げてくれ、幾らでやりますか、というのがむしろ筋で、そもそもお金を出して頼むような筋合いのものでは全くないじゃないですか。

○山本福利厚生室長 そこは、施設として運営している中で、どういう経費をかけないかという中で、それでこれなら委託があるだろうと。本来、委託というのは、何か事業をいたしまして、こちらから持ち出してやるのが委託でございまして、それを今度は公募して事業でやるということになりますと、これは保養所という意味合いではなくなりますので、うちはこちらで持っているものにつきまして、委託をしていただいて、その部分について、本来なら委託費を払うべきかもしれませんが、そこを契約の中で理解を得ながらゼロ委託にしているということです。

○福井専門委員 それは問題がすり変わっている。要するに、収入、資産をただで使わせる権利なんだから、金を取って付与するのがもともと原点だ、そこからスタートするのが当たり前の常識だと思います。

もう一つ、会議で利用されるというのは、それぞれの施設について、年何回、あるいは延べ何時間、どういう会議で使われているんですか。

○山本福利厚生室長 そこまで調べてはございません。

○福井専門委員 調べて後ほど教えていただけませんか。要するに、懇親会とかではなくて、公務である会議として、

何会議で、どういうメンバーが集まって、どういう議題でやったのかというのがわかるような一覧表でもいただけませんか。

○山本福利厚生室長 もし調査できてわかれば、お知らせしたいと思います。

○鈴木主査 この表を見ると、人件費などの基準みたいなものがあるのですか。

例えば、一番上の豊林荘ですか、これ 1,600 万円の支出ですね。多分 2 人ぐらいの人がいるのでしょうね。それに光熱費を加えて。それで、83 万円の差額、つまり利潤が出てきたという計算をしておられるけれども、そうすると、これが今の無償の委託だったら、支出に 83 も含めて、その人の収入になって何も問題ないわけですね。今のシステムを是とす

る限り。どうして 83 万 8,000 円という余剰が出てくるのか。ということは、人件費とか何とかについて、何か統一的な基準みたいなものでやっていないと、こういうものが出てこないのではないかと思うけれども、どういうことなんですか。

○山本福利厚生室長 統一的な基準は、私どもは設けてはございません。これはあくまでも委託されている方が、宿泊費用を幾らということで、そこから支出したもの、材料代とか、そういうものを引いて、そして聞き取りでこういう差額が出ているということを記述したわけで、私どもの方で労賃が幾らとか、そういうものは決めてございません。

○鈴木主査 赤字を書く欄で、例えば、190 万赤字になっているけれども、そういう赤字はどうなるのですか。

○山本福利厚生室長 それは、申し訳ないですけども、受託者の方で負担していただいております。

○鈴木主査 これに何人関わっておるのですか。この 7 つの保養所の運営に関わっている人の数です。職員ではなくて受託者の。

○山本福利厚生室長 これ全部はわかりませんが、最大 2 名、1 名ないし 2 名で運営されております。

○鈴木主査 14 ないし 7 名ということですね。

○山本福利厚生室長 7 名ということはないと思いますけれども、中身は細かく聞いていませんので、そうしますと、多分 1 名～2 名ということで、私ども理解していますので、それ以上多くはないです。

○大橋専門委員 施設の所有権は国、国有財産ですね。

○山本福利厚生室長 そうでございます。

○鈴木主査 トータルでどうなのですか。向こうが持つのだから、別に国の懐は痛まないとはいけれども、トータルでは黒になるのですか。

○大橋専門委員 そうですね。

○黒川委員 建物を資産価値ではかったら、もう多分ないでしょうけれども、確かに、収益の機会で、多分 1 人のお客さんから 6,000 円ぐらいいただいているんでしょうね。それで、年間を割ると利用客の金額になるようになっていて、それを受託されている方が 2 人ぐらいで、とにかく食事のサービスをしたり、お風呂や何かの提供ができようになされて運営されているという状態ですね。

○山本福利厚生室長 そうですね。

○黒川委員 これどう考えておられるんですかね。

○福井専門委員 わけがわからない。民宿とかペンションとか経営する人は、自分で土地買って、建物建てて、ローン払って、固定資産税も電話の基本料金も自分で払いながら商売しているんですよ。これだと受託者は特権的地位じゃないですか。もともとの考え方が全く逆さまです。冗談じゃないというべき事業だと思います。

○山本福利厚生室長 これは、保養所の運営をどうしていくかという中で、お金をかけな

いように、それで運営していくにはどうしたらいいかということの中から、委託ということをやっております、その利用率を見ながら私どもは今後廃止をしていきたいと考えております。

○福井専門委員 これをもし売却したら、それぞれ資産価値どれぐらいになるのか。何か固定資産税額評価額とか、参考になる資料を後でいただけませんか。7つの施設の資産価値が知りたいんです。

○山本福利厚生室長 建物ですか。

○福井専門委員 主に土地です。建物はもうほとんど資産価値ないでしょうから。

○山本福利厚生室長 それは時間がかかるかもしれませんが。

○鈴木主査 もう一回、さっきも話があったけれども、逐次やめていくのだったら、しかもこういう非常に老朽化しておるもので、何となくわかったような、わからないような方が仕切るのはどういうものかという問題も含めて考えて、直ちに売却するかどうかの問題は別として、それも視野の中に入れて、そうすると直ちに全部やめるということに対しては、どうなのですか。

○山本福利厚生室長 私どもは、先ほどから申し上げますように、利用率等を勘案して、随時廃止していきたいと考えております。

○鈴木主査 いつごろまでに。利用率があればそれまでとか、ということもあり得るわけですね。

○山本福利厚生室長 そこは、利用率を総合的に勘案しながら、順次廃止していくということで今は考えております。

○大橋専門委員 利用率を考える1つのポイントは、差額がマイナスになっているところ、こんなところはもうやめるという考えはないんですか。

○山本福利厚生室長 それも総合的にこれから検討したいと思います。

○黒川委員 このデータ見たら、受けてくれる人いなくなってしまうですね。もうできないですね。赤字になるところはもうやってくれないということになると、やめるしかないということですね。

○福井専門委員 あと会議で使うとおっしゃるけれども、会議室を仮によそで借りたって、これを売却して幾らになるかわかりませんが、売却収入とよその会議室を借りる費用との比較をしていただかないと、得だか損だかなんていうことは判断できないですね。

更に言えば、立地しているところを見れば、よくわかりませんが、温泉地とか観光地とかばかりです。何でこんなところで公務の会議をやる必要がそもそもあるんですか。全く理解に苦しみます。

○山本福利厚生室長 そこは、近くに署とかがございましたので。

○福井専門委員 今もあるんですか。保養所のそばに公務を継続、反復して営んでいる施設があるんですが。

○山本福利厚生室長 あるところと、ないところとございます。

○福井専門委員　こんなのは、だれが見たって職員の福利厚生施設じゃないですか。公務のためじゃなくて。

○山本福利厚生室長　だからそこは、主として職員の保養等と。

○福井専門委員　だから、やめたときに会議に不自由だとおっしゃるから、会議にはこんなものほとんど利用してないじゃないんですかと申し上げているんです。

○山本福利厚生室長　それは利用率の中には、そういう部分も含まれていると私は申し上げたんです。

○福井専門委員　だから、その頻度とかを教えてください、そもそもこんなところで公務をやる必然性が一体いかなる会議においてあるのか、それも教えてくださいと思いますね。

○山本福利厚生室長　そこは、調査できるものについてはお知らせしたいと思います。

○大橋専門委員　よろしくお願いいたします。

○山本福利厚生室長　調査できるものにつきましてはということでございますけれども。

○黒川委員　できるだけ正確に、どういう財産状況になっているのかというのは、正確に調べてもらうべきなんじゃないかと思うんです。平成 11 年か何かに悉皆調査で、国有財産の、全省庁に対して財務省の方で、全行政財産の所在と、どういう状態になっているかを調査したことがあると思うんです。

だから、多分平成 11 年の段階では、全部について財務省の方にデータを出されていると思うんです。多分これは当然載っていると思うんですけれども、ひょっとするとすごく自然条件がよくて、価値のあるものかもしれないし、全然価値がないものかもしれないし、これだけのデータだとどういう存在かもわからないし、なお存在理由があると言われることが、なかなか理解できないので、もう少し何かデータがあっていいんじゃないかという感じがします。

特に、委託されていますね。委託されている方にとって、これはとてもありがたいことなのかどうか、受託された方は、ありがたい既得権だと思ってらっしゃるのかどうかということが、やはりきちんとわかった方がいいと思います。

○福井専門委員　あと念押しのため申し上げますが、公務のための会議をやっているから意味があるとおっしゃる以上、公務のための会議について、調べてわからないような事項が 1 つたりともあるということは、到底想定できませんので、厳格に全部教えていただきたいと思います。固定資産税の評価額も評価していないはずはないのです。近隣の同等地域について幾らでも代替的な指標はあるはずです。これらのことを調べてわからなかったということ、絶対おっしゃらないようにしていただきたいと思います。

○大橋専門委員　室長、今、申し上げたように、やはり国有財産の管理者なんですから、それをきちっと管理しておかなければなりません。そのためには、具体的なデータも把握しておかなければなりません。したがって、今、先生方からいろいろ御注文があったデータについては、お出しいただきたいと思います。



○福井専門委員 地価公示の一番近隣の最新の時点のポイントの価格も併せて御教示ください。

○鈴木主査 今の質問事項はいいですね。

○福井専門委員 当然ですけれども、土地面積とか、建物の延べ床面積とか、施設の物理的なデータもすべて併せてお願いします。

○大橋専門委員 それでは、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。